

「県西地域未病資源活用促進補助金」 事業募集のご案内

募集期間 平成29年6月30日（金）～7月26日（水）



県西地域活性化プロジェクト

「かながわ県西地域」で
未病を改善！！

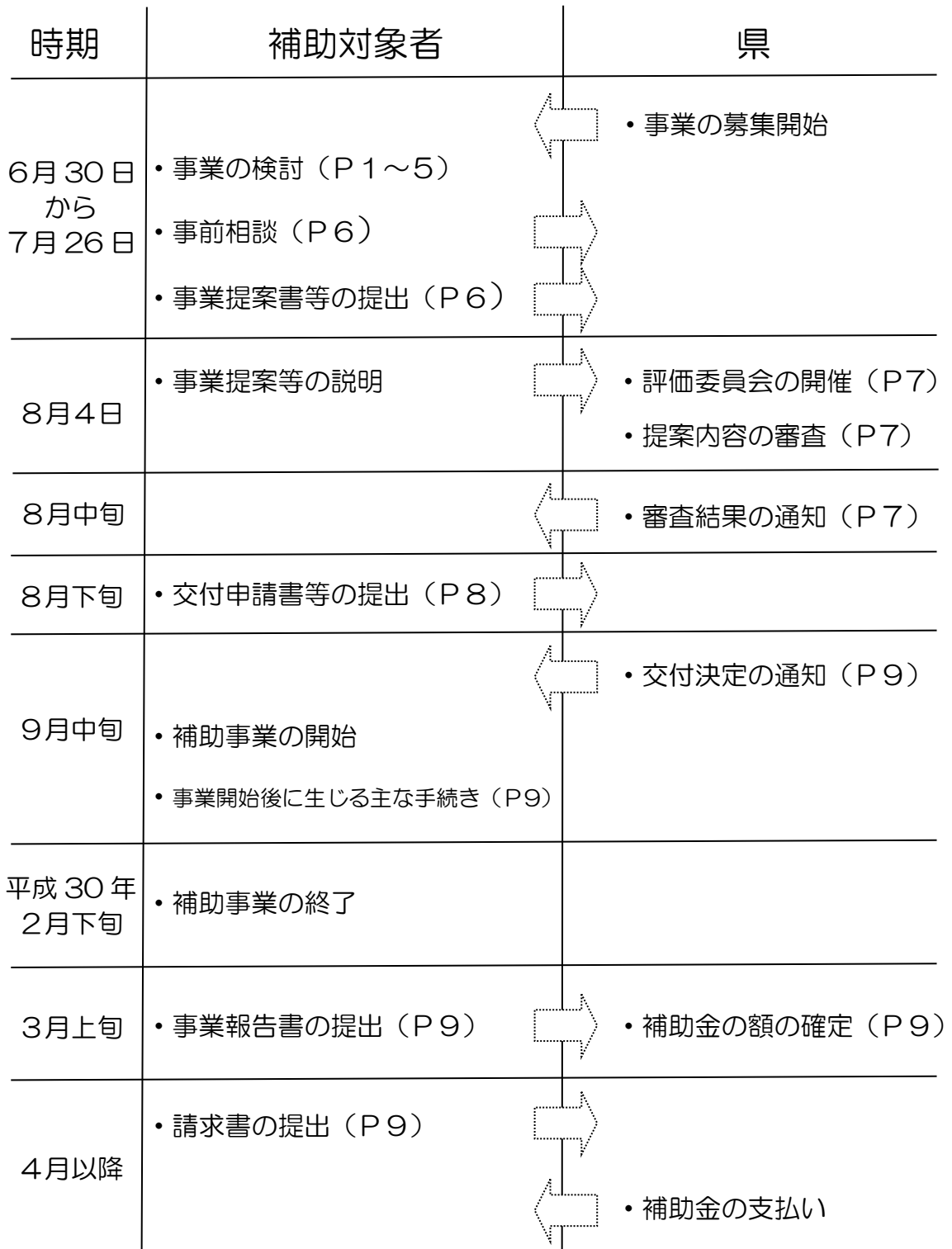
平成29年6月

神奈川県 政策局 自治振興部 地域政策課

目 次

1	県西地域未病資源活用促進補助金とは	1
2	対象者の要件	1
3	対象となる事業	2
4	対象とならない事業	4
5	対象となる経費	4
6	補助の額	5
7	補助金の交付	5
8	事業提案に必要な書類	6
9	提出期間・提出先等	6
10	審査等	7
11	交付申請	8
12	交付決定	9
13	事業開始後に生じる主な手続き	9
14	留意事項	10
別紙1	事業提案書 記入のポイント	12
別紙2	評価ポイント	14

主な手続きのフロー図



※ 補助事業開始後に生じる詳細な手続きについては、その都度、県からご案内します。

1 県西地域未病資源活用促進補助金とは

県西地域活性化プロジェクト（以下「県西PJ」という。）に基づき、「未病の戦略的エリア」に位置づける県西地域において、民間企業等による地域資源を活用した「未病を改善する」継続的な取組みを促進し、県西地域の新たな魅力に育て上げることで、県西地域の活性化につなげるため、民間企業等が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

< 県西地域とは >

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町のこと。

< 県西PJとは >

「未病の改善」をキーワードに、県西地域において未病を改善し、住む人や訪れる人の健康長寿を実現するとともに、未病を改善する様々な地域の魅力をつなげて産業力を高め、自然といのち、世代が循環する地域づくりを進めることで、地域経済の活性化を図るプロジェクト。

詳しくは、県西PJのホームページ（以下「HP」という。）及び当HP内に掲載されている県西PJの冊子を参照。

< 県西PJのHP >

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0602/kenseipj/index.html>

又は、「県西地域活性化プロジェクト」で検索してください。

なお、県西PJの冊子は、HP内の「プロジェクトについて」のページに掲載。

< 地域資源とは >

食材、自然環境、森林など、「食」「運動」「いやし」に関連し、未病の改善につながる資源。

2 対象者の要件

補助を受けようとする方は、次の(1)～(3)を満たすことが必要です。

(1) ア又はイのいずれかを満たす者

ア 定款、寄附行為、規約等によって代表者又は管理人が定められ、業務が企画され、経理が総括されている組織及び拠点を有すること。

イ 「未病いやしの里の駅」（以下「里の駅」という。）として登録された施設を運営又は所有すること。（ただし、「里の駅」として登録された施設を運営又は所有する者が、市町の場合は対象外とする。）

(2) 本店又は事業所の所在地が県西地域であること。

(3) 県税を滞納していないこと。

<里の駅とは>

「県西地域を訪れる人が、気軽に立ち寄れる観光施設等で「未病を改善する」取組みに関する情報を入手したり、「未病を改善する」取組みを体験できるよう、「未病」に関する情報発信や普及啓発に協力する観光施設等」で、県の登録を受けた施設。食の駅、運動の駅、森の駅、湯の駅、集いの駅及び芸術の駅がある（登録施設については、県西PJのHP内の「未病いやしの里の駅」のページを参照）。

※ 注意点

- ・(2)の「事業所」とは、自ら所有し使用しているもののほか、事務所、店舗、工場等を借りて使用している場合も含まれます。
- ・複数の方が、共同で実施する事業の場合も補助の対象になりますが、いずれの方も上記(1)～(3)を満たす必要があります。

また、いずれかの方を代表事業者、それ以外の方を共同事業者とし、代表事業者の方が、補助金に係る手続き等を行い、補助金の交付を受けることとなります。

- ・上記(1)～(3)の要件を満たす方であっても、次の場合は、補助金の交付を受けることができません。

また、次の場合に該当するか否かを、神奈川県警察本部長に確認を行います。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員
- ・法第2条第2号に規定する暴力団
- ・法人にあっては、代表者又は役員のうち法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- ・法人格を持たない団体にあっては、代表者が法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するもの

3 対象となる事業

原則、次の(1)～(5)の要件を満たすソフト事業が補助の対象です。

- (1) 県西PJに位置づけられている事業又は位置づけ可能な事業であること。
- (2) 県西地域の地域資源を活用し、県西地域の交流人口増加や地域の活性化に資することが期待できる事業であること。
- (3) 平成29年度中に終了する事業であること。

- (4) 平成 30 年度以降も発展的に継続し、自立できる事業であること。
- (5) 補助金の交付を受けようとする者が、自ら実施する事業であること。

ただし、上記した(1)～(5)を満たすほか、次の(6)及び(7)も満たす場合は、ハード事業も補助の対象となります。

- (6) 古民家の改修など、既存施設の整備等であり、ソフト事業と密接に関連する事業と認められること。
- (7) (6)の場合であっても、総事業費に占めるハード事業に係る費用の割合が半分を超えないこと。

<ソフト事業とは>

既存の施設、機械・器具等を活用した事業

<ハード事業とは>

ソフト事業以外。一般的には施設整備、機械・器具購入等を伴う事業。

※ 注意点

- ・ (1)について、県西 P J を構成する 16 のプロジェクト (P J) のうち、次の P J に位置づけられる事業を補助の対象とします。

P J の番号及び名称	取組み例
③「健康食生活」実践 P J	地場産品を活用した健康食の提供
④薬用植物等利活用促進 P J	薬用植物等を活用した料理の提供
⑥農林水産物の販売促進 P J	地場産品のブランド化など、地場産品の魅力向上
⑨スポーツ普及促進 P J	スポーツ等、健康増進につながる運動を伴う取組みの実践
⑩農と結びつきたくらしの提案 P J	都市住民を対象とした農と結びついた田舎生活の体験促進
⑫森林の活用促進 P J	森林を活用した健康増進プログラムの開発・実施

※ 県西 P J を構成する 16 の P J については、HP内の「プロジェクトについて」のページに掲載している県西 P J の冊子を参照。

- ・ (3)について、事業終了後、事業報告（平成 30 年 3 月 7 日報告期限）及びそれに基づく補助金の額の確定等、所定の手続きを行う必要があり、それまでの手続きを平成 29 年度中（平成 30 年 3 月 31 日まで）に終える必要があります。

このため、事業は、概ね平成 30 年 2 月末までに終える必要があります。

- ・ その他、既に行っている事業等、補助金の交付決定前に開始している事業は、補助の対象となりません。

目安として、交付決定を行う時期は、平成 29 年 9 月中旬を予定していますので、それ以降に開始する事業が対象となります。

4 対象とならない事業

次のような事業は、補助の対象となりません

- (1) 調査研究及び計画策定、その他事業実施のための準備に相当する事業
- (2) 専ら旅行ツアーの実施、またそれに相当する事業
- (3) 国の補助金を活用した事業
- (4) 特定の個人や個別企業に対する給付金事業及びそれに相当する事業
- (5) 総事業費が、50 万円未満の事業

※ 注意点

市町等の補助金を活用した事業は、補助の対象となりますが、それらの補助金の財源が、国の交付金等である場合は、補助の対象になりません。

5 対象となる経費

対象となる経費は、補助を受けようとする事業に直接必要な経費で、次の表に記載した経費です。

区 分	経 費
賃 金	随時に雇用される事務補助員等の賃金 ※ 事業に伴う臨時・非常勤職員の人件費のみ、補助対象経費となります。
旅 費	交通費、日当及び宿泊費 ※ 事業の一環として必要不可欠な職員の出張についてのみ、補助対象経費となります。
報償費	謝金
需用費	会議費、消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等 ※ 消耗品費については、取得価額が 5 万円未満のものとする。5 万円を超えるものは備品とみなし、補助対象経費として認められません。
役務費	通信運搬費、翻訳費、広告料等
委託料	コンサルタント等の委託料
使用料及び賃借料	会場、バス借上料、事業用機械器具のリース・レンタル料等
修繕費	古民家の改修など既存施設の整備等に要する経費

6 補助の額

補助の額は、次の(1)及び(2)を満たす経費（以下「計算の基礎となる経費」）の3分の1以内で、予算の範囲内において決定します（複数の事業採択を予定し、採択事業の補助の額の合計は最大 600 万円）。

また、補助の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者が自ら負担する経費である。
- (2) 補助の対象となる経費である（P 4「5 対象となる経費」参照）。

※ 例外

次の(1)及び(2)を満たす事業の場合は、計算の基礎となる経費の2分の1以内で、予算の範囲内において、補助の額を決定します。ただし、この場合もP 2「3 対象となる事業」で記載された要件を満たす必要があります。

- (1) 複数の自治体に存在する地域資源を組み合わせて活用する事業
- (2) 補助金の交付を受けようとする者以外の者が運営又は所有し、「未病いやしの里の駅」として登録された施設と連携した事業

<複数の自治体に存在する地域資源を組み合わせて活用する事業>

- ・「自治体」とは、県西地域2市8町のいずれかの自治体のことをいいます。ただし、それ以外の自治体にも併せて存在する地域資源であっても構いません。
- ・複数の自治体に存在する種類の異なる地域資源を活用する事業のほか、同じ種類の地域資源であっても、その資源が複数の自治体にまたがって存在する場合は該当します。例えば、種類が同じ農産物を複数の自治体から仕入れ、活用する場合は該当します。

7 補助金の交付

補助金は、P 9の「13 事業開始後に生じる主な手続き (3)補助金の額の確定」後に、補助金の交付決定を受けた方による請求に基づき、精算払いを行います。

ただし、事業終了前に補助金を交付する必要性が認められた場合は、事業終了前に補助金の概算払いができます。

なお、概算払いができる額は、補助金の交付決定額の10分の3以内です。

※ 交付決定及びその額については、P 9の「12 交付決定」を参照。

8 事業提案に必要な書類

補助を受けようとする方は、次の書類を作成し、ご提出ください。

- (1) 事業者調書（要綱第1号様式）
- (2) 事業提案書（要綱第2号様式）
- (3) 事業費の見積り（任意様式）
- (4) 定款、寄附行為、規約等これに類するものの写し
- (5) 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）又はこれに代わる書類
- (6) パンフレットやリーフレット等、活動内容の概要がわかる資料

※ 注意点

- ・様式は、下記ホームページから電子ファイル（ワード版）をダウンロードしてください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/pl142132.html>

又は「神奈川県 地域政策課」で検索し、神奈川県HP内「政策局 自治振興部 地域政策課」のページをご覧ください。

- ・提出いただいた書類は、返却しませんので、ご了承ください。
- ・事業提案書（要綱第2号様式）の記入にあたっては、P12 **別紙1** 「事業提案書 記入のポイント」をご覧ください。

9 提出期間・提出先等

(1) 提出期間

平成29年6月30日（金）から7月26日（水）17:00まで<必着>

(2) 提出先

〒231-8588（住所省略可）横浜市中区日本大通1

神奈川県 政策局 自治振興部 地域政策課 県西地域活性化グループ

(3) 提出方法

郵送又は持参によりご提出ください。

(4) 事前相談

審査にあたり、記載の追記や修正等を求める場合があります。このため、提出後に修正等の必要がないよう、平成29年7月21日（金）までに、記入された書類について、事前相談を受けることをお勧めします。

なお、事前相談にあたっては、あらかじめP11の問合せ先までご連絡ください。

10 審査等

庁内及び外部委員により構成される評価委員会を設置し、事業提案書等の提出者による説明、評価委員会による協議を経て、補助を行う予定事業及びその予定額（採択を受ける方）を決定します。

(1) 提出者による事業提案書等の説明

評価委員出席の下、事業提案書等の提出者は、提案事業の内容等について説明を行ってください。

- ・説明の時間は、10分を予定しています。
- ・説明後、質疑を行います。
- ・説明の方法は、事前に提出された書類に基づき行ってください。（別途、説明のための資料の配付は認められません。）

(2) 説明の実施日

平成29年8月4日（金）

詳しい時間、場所は現在調整中です。7月上旬を目途に決定し、次のHPにおいて公表します。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p1142132.html>

又は「神奈川県 地域政策課」で検索し、神奈川県HP内「政策局 自治振興部 地域政策課」のページをご覧ください。

(3) 評価委員会の開催

(1)の結果、提出書類及び市町からの意見等に基づき、補助を行う予定事業及びその予定額について協議を行います。

(4) 評価ポイント

提案事業の内容等については、P14 **別紙2**「評価ポイント」に基づき評価を行いますので、留意してください。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、平成29年8月中旬を目途に、審査を行った全ての方に対して、文書により通知します。

※ 注意点

- ・評価委員会の開催に先立ち、県が、県西地域の市町から事業提案の内容等について、意見を収集します。
- ・評価委員会等を経て決定されることは、補助金の交付予定事業及びその予定額です。交付決定事業及びその額は、採択を受けた方による補助金の交付申請に基づき、決定します。

11 交付申請

採択を受けた方は、補助金の交付申請を行ってください。申請を行う期限等は、別途ご連絡します。

<提出書類>

- (1) 県西地域未病資源活用促進補助金交付（変更交付）申請書（要綱第3号様式）
- (2) 事業計画書（任意様式）
- (3) 補助金の交付予定事業に係る収支予算書又はそれに代わる書類

(4) 工事の施工を伴う場合は、その実施設計書

(5) 法人の場合は、法人登記簿（履歴事項全部証明書）

法人以外の場合は、住民票（いずれも場合も発行日から3箇月以内のもの）

(6) 県税に未納の徴収金がないことを証する納税証明書

(7) 役員等氏名一覧表（要領第2号様式）（法人の場合）

（以下、共同で事業を実施する方の場合）

(8) 申請等手続きに係る代表事業者への委任状（要領第3号様式）

※ 注意点

- ・ (1)について、補助金の概算払いが必要な場合は、その必要性等を当該申請書に具体的にご記入ください。
なお、必要性が認められない場合は、概算払いではなく、精算払いにより補助金を交付することになります。
- ・ 交付申請の段階において、消費税仕入控除税額が明らかな場合は、当該相当額を控除した「交付申請額」を(1)の申請書に記入してください。
また、「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の計算方法や積算等記載した書類」も併せて提出してください。
- ・ 共同で事業を実施する場合、(5)～(7)の書類は、共同で事業を実施する全ての方について、必ずご提出ください。

<消費税仕入控除税額とは>

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付決定事業（以下「補助事業」という。）を実施する過程において消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れを行うときには、仕入先に対して消費税相当額を含む支払いを行うこととなりますが、補助事業者によっては一定の要件のもとで、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合があります、その相当額を消費税仕入控除税額といいます。

- ・(5)について、法人格のない団体の場合は、代表者の住民票をご提出ください。
- ・住民票については、マイナンバーを記載していないものをご提出ください。マイナンバーが記載された住民票は、個人情報の取扱い上、当方で受け取ることができません。
- ・(7)について、役員等氏名一覧表（法人の場合）に記載された方が、暴力団員に該当するか否かを、神奈川県警察本部に確認を行います。このため、上記の確認について、必ず本人からの同意を得た上で、書類を作成してください。

12 交付決定

交付申請にあたり提出された書類の内容を精査の上、補助事業及び交付額等を決定します。

決定内容については、交付申請を行った方に対して、文書により通知します。

※ 注意点

交付決定を受けた時点から、補助事業を開始することができます。

13 事業開始後に生じる主な手続き

補助事業者は、事業開始後、主に次の手続きを行う必要があります。

(1) 状況報告

補助事業の進捗状況を把握するため、平成29年12月上旬を目途に、状況報告書の提出をお願いします。詳しくは、改めてご連絡します。

(2) 事業報告

補助事業が適切に完了したことを確認するため、平成30年3月7日（水）までに、事業報告書の提出をお願いします。詳しくは、改めてご連絡します。

(3) 補助金の額の確定

(2)の事業報告等により、県が、補助事業が適切に完了したことを確認した場合は、交付する補助金の額を確定します。

(4) 補助金の請求

(3)の補助金の額が確定した後、補助金の精算払いに係る請求書を提出してください。詳しくは、補助金の額が確定した際に、改めてご連絡し

ます。

なお、P 9の「12 交付決定」において、補助金の概算払いを行う必要性が認められた場合は、別途指定する日までに、補助金の概算払いに係る請求書を提出してください。詳しくは、交付決定の際に、改めてご連絡します。

(5) 消費税仕入控除税額に係る報告

消費税仕入控除税額が確定した場合は、そのことに係る報告書の提出が必要です。

なお、消費税仕入控除税額が生じた場合は、当該相当額の補助金を返還していただく場合があります。

※ 消費税仕入控除税額については、P 8を参照

14 留意事項

(1) 補助金の交付申請の取り下げ

補助事業者が、交付申請の取り下げを行う場合は、交付決定の通知を受理してから 10日を経過した日までに行ってください。

例えば、8月21日に受理した場合は、8月31日が取り下げを行うことができる期限です。

(2) 補助事業への意見

補助事業を終了する際に、県及び県西PJの関係者が、補助事業が平成30年度以降も継続するにあたっての改善点等、意見を付すことを予定しています。このため意見が付された場合は、継続的に事業を実施する参考にしてください。詳しくは、改めてご連絡します。

(3) 事業内容の変更等

補助事業の内容や経費の配分等、交付決定を受けた内容を大きく変更することは、原則できませんが、必要が生じた場合は、ご相談ください。また、補助事業を中止又は廃止する必要が生じた場合も、必ずご相談ください。

(4) 届出事項

補助事業者は、住所、氏名又は代表者等を変更する場合に、届出が必要です。届出を行う場合は、事前にご連絡ください。

(5) その他

このパンフレット（「県西地域未病資源活用促進補助金」事業募集のご案内）は、補助金の活用方法の概要を出来るだけ簡単にご理解いただくため、次の規則の内容等に基づき作成したものです。

このため、補助金の活用に係る詳細な部分は、次の規則等でご確認ください。

- ・補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）
- ・県西地域未病資源活用促進補助金交付要綱
- ・県西地域未病資源活用促進補助金実施要領

<問合せ先>

神奈川県 政策局 自治振興部 地域政策課 県西地域活性化グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-3275

FAX 045-210-8837

別紙1 事業提案書 記入のポイント

- (1) 事業主体
 - ・事業を実施する事業者の名称を記入する。
 - ・共同で事業を実施する場合は、事業に参加する全ての事業者の名称を記入する。
- (2) 事業名
 - ・実施する事業の名称を記入する。
 - ・事業の内容に合った分かりやすい名称とする。
- (3) 事業の概要
 - ・事業の概要を分かりやすく記入する。
 - ・事業の中で活用する地域資源を分かるようにする。
 - ・事業のアピールポイント（新規性・独創性）を分かりやすく記入する。
- (4) 事業の目的
 - ・事業を実施する必要性が分かるようにする。
- (5) 県西地域活性化プロジェクトに位置付けることができる理由
 - ・県西PJの中のプロジェクト③、④、⑥、⑨、⑩、⑫うち、位置付けることができるプロジェクトの名称とその理由を記入する。
- (6) 実施期間
 - ・交付決定以降の時期を記入する（目安として平成29年9月中旬以降）。
 - ・交付決定前の事業は、補助金の交付対象とならないことに留意する。
 - ・事業の終了時期は、概ね平成30年2月末までの日とする。
- (7) 事業スケジュール
 - ・事業の進め方や事業内の各工程をどの時期に実施するかなど、分かりやすく記入する。
- (8) 事業の実施体制
 - ・事業に携わる者の役割分担等、事業を実施する体制を記入する。
 - ・共同事業の場合は、共同で実施する理由及び役割分担も含めて記入する。
- (9) 事業の効果
 - ・事業を実施することで生じる効果を記入する。
 - ・また、その効果が、県西地域の交流人口増加や地域の活性化に、どのようにつながるのかが分かるように記入する。

(10) 事業の自走化方法

- 平成 30 年度以降の事業の進め方について、どのように発展させていくのかも含めて記入する。

(11) その他

- ハード事業を伴う場合は、ソフト事業との関連性を必ず記入する。

別紙2 評価ポイント

評価項目	主な評価書類及び項目	評価ポイント	配点
遂行能力	事業者調書	事業を適切に遂行でき、補助金を交付する対象事業者として適切である。	10
必要性	事業提案書 「1 (3) (4) (5)」	県西地域の地域資源を活用し、県西PJの推進を期待できる事業である(未病の改善に資する事業である)。	10
		新規性・独創性のある事業である。	20
実現性	事業提案書 「1 (6) (7) (8)」	スケジュールや実施体制等が明確で、高い実現可能性が期待できる。	10
	事業費の見積り	適切な見積りである。	10
効果	事業提案書 「1 (9)」	費用に見合った効果が期待できる。	10
		県西地域の新しい魅力となり、交流人口の増加や地域の活性化につながることを期待できる。	10
継続性	事業提案書 「1 (10)」	自走化の方法が明確で、平成30年度以降も発展的に事業を継続することが期待できる。	20
合 計			100